

## 鳥取県バイオ産業支援資金制度要綱

### (趣 旨)

第1条 本県バイオ産業の育成及び振興に資するため、バイオ産業支援資金について鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）の規定により行われる取扱金融機関からの融資（以下「融資」という。）及びそれに対する県の利子補助（以下「利子補助」という。）に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）、基本要綱及び鳥取県企業自立サポート事業補助金交付要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「補助要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定 義)

第2条 この要綱において、「認定事業者」とは、染色体工学技術及びその研究成果（以下「染色体工学技術等」という。）を活用（自社製品の安全性試験や化学分析等への活用等補助的に活用する場合を除く。以下同じ。）して、新しい製品、技術又はサービスの開発及び事業化に取り組み、かつ、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設（以下「事務所等」という。）を有する中小企業者等（融資に係る事業の開始前には県内に事務所等を有していなかったが、当該事業の開始に伴い県内に事務所等を有することとなる者を含む。以下同じ。）であって、本県におけるバイオ産業の創出に資する者として、第6条の規定に基づき認定した者をいう。

2 その他この要綱において使用する用語の意義は、基本要綱に定めるところによる。

### (融資対象者)

第3条 融資は、認定事業者であって、基本要綱第5条第2号及び第3号に掲げる要件を備えた者に対してのみ行うものとする。

### (融資条件)

第4条 融資は、次の条件で行うものとする。

資金の用途	運転資金及び設備資金									
融資限度額	1億円									
融資期間	運転資金 10年以内（据置3年以内を含む。） 設備資金 15年以内（据置3年以内を含む。）									
融資利率	商工労働部長が別に定める率とする（変動金利とする。）。									
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。									
保証料率	保証協会が定める料率区分に応じ、下表に定める率 (単位：%)									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45
	※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70%とする。									
担保	保証協会の定めるところによる。									
保証人	保証協会の定めるところによる。									
償還方法	割賦均等償還									

### (対象認定申請)

第5条 融資を受けようとする者は、バイオ産業支援資金対象認定申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、県に提出しなければならない。

### (対象認定)

第6条 知事は、前条の規定による申請（以下「認定申請」という。）を受けたときは、次の各号に掲げる基準に基づき審査を行い、すべての基準を満たすと認めるときは、認定事業者として認定し、申請者にその旨を通知する。この場合においては、申請者が借入を希望する取扱金融機関及び保証協会

に対しても、認定申請書類の写し及び内定一覧表（様式第2号）を添付して、当該認定（以下「対象認定」という。）をした旨を通知するものとする。

- （1）申請者が、県内に事業所等を有する中小企業者等であること。
- （2）染色体工学技術等を活用して、新しい製品、技術又はサービスの開発及び事業化に取り組む内容であること。
- （3）申請者が、本県におけるバイオ産業の創出に資する者であること。

（融資の申込み）

第7条 融資を受けようとする者は、取扱金融機関及び保証協会所定の申込書により、それぞれへ申し込むものとする。

（融資の実行）

第8条 前条の規定による申込みを受けた取扱金融機関及び保証協会は、当該申込書を審査し、適当と認めるときは融資の実行及びそれに対する保証承諾を行うものとする。この場合において、基本要綱第8条の規定により保証協会が行う報告は、商工労働部長に対して行うものとする。

（資金措置）

第9条 この資金を運用するため、基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、取扱金融機関に対して次のとおり資金措置を行うものとする。

- （1）補助金交付額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じて得た額
- （2）補助対象期間 年度更新とし、前条の規定に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。）を限度とする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、融資及び利子補助に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後の融資から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。